

# 協 定 書

北茨城市（以下「甲」という。）と茨城司法書士会 日立支部（以下「乙」という。）とは、市民のために開設する「司法書士相談会」に係る相談員派遣について、次の条項により協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 乙は、甲が開設する「司法書士相談会」の相談日に、相談員として司法書士を派遣し、市民の相談に応じるものとする。

（開設方法）

第2条 相談会開設の回数、日時、場所その他については、次のとおりとする。

- (1) 相談回数 3回
- (2) 開設日 9月、12月、3月の第3火曜日  
(当日が休日にあたる場合は、協議の上代替日を決める。)
- (3) 相談時間 午後1時～午後4時
- (4) 相談場所 北茨城市役所 会議室
- (5) 派遣人員 1名

（開設準備）

第3条 司法書士相談会開設に関する広報、受付及びその他一切については、甲が行うものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、平成30年8月1日から平成31年3月31日までとする。

（派遣料）

第5条 相談員に支払う派遣料等は、無料とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

平成30年8月1日

「甲」 北茨城市磯原町磯原1630番地  
北茨城市長 豊田 稔



「乙」 茨城司法書士会 日立支部  
支部長 鈴木 勝

